

後期高齢者医療制度と 新保険料率について

平成22年1月21日

本日の説明内容

- 1 後期高齢者医療制度の
現況と今後について…………… 2

- 2 平成22年度・23年度保険料率の
試算について…………… 3 2

1 後期高齢者医療制度の現況と今後

- (1) 高齢者医療のあゆみ
- (2) 現行の医療保険制度の比較
- (3) 新しい高齢者医療制度の創設までの
スケジュール
- (4) 被保険者について
- (5) 保険料について
- (6) 医療給付等について
- (7) 保健事業について
- (8) 平成20年度決算の概況

(1) 高齢者医療の歩み

後期高齢者医療制度が施行

健康保険法等改正法案が成立

医療制度改革大綱を政府・与党で決定

- ・後期高齢者については、独立した医療制度を創設
- ・前期高齢者については、保険者間の負担の不均衡を調整する仕組みを創設

医療保険制度体系等に関する基本方針を閣議決定

- ・高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳までの前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度とする。

新制度まともならず、次の課題に

- ・一部負担を定率1割に
- ・老健制度の対象年齢を引き上げ(70歳→75歳)(平19)
- ・公費負担割合の引き上げ(3割→5割)(平19)

「老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度等の創設については、平成14年度に必ず実施すること。」

(参・国民福祉委附帯決議)

老健拠出金不払い運動

(約97%・1739の健保組合)

政府等で新しい制度の検討を開始

- ・高齢化の進展
- ・高齢者医療費の増加
- ・健保組合の拠出金の増大(収入に対する割合)
昭58(13%)→平11(40%)→平14(44%)

老人保健法を制定(老健制度)

- ・患者負担の導入(外来一月4百円、入院一日3百円)
- ・市町村が運営主体
- ・保険者(国保や健保など)からの拠出金(仕送り)と公費で運営

- ・老人医療費が急増

- ・高齢者の多い国保の運営厳しく
- ↓「サロン化・社会的入院」といった弊害の指摘もなされていた

老人医療費の無料化(70歳〜)

(自治体レベルでは昭和35年〜)

昭48

昭58

平9

平11

平12

平14

平15.3

平17.12

平18.6

平20.4

(2) 現行の医療保険制度の比較 1

	後期高齢者医療制度	市町村国保	被用者保険
保険者数(H21.3末)	47(都道府県単位)	1788(市町村単位)	1576
加入者数 (H21.3末)	1,346万人	3,597万人	7,419万人 (被保険者 3,985万人) (被扶養者 3,434万人)
加入者平均年齢 (H20.9末)	81.8歳	49.2歳	34.8歳
平均所得(総報酬) (H20年度)	加入者1人当たり旧但し書き所得 73.7万円	加入者1人当たり旧但し書き所得 78.9万円	被保険者1人当たり総報酬 485万円 加入者1人当たり総報酬 261万円 (参考)平均総報酬に相当する加入者1人 当たり旧但し書き所得 162万円
加入者一人当たり 医療費(H20年度)	86.3万円	28.2万円	13.6万円
加入者一人当たり 保険料(H20年度)	6.5万円	8.3万円	19.3万円
加入者一人当たり 高齢者支援金	—	4.3万円 (上記のうち、市町村国保は約5割、協会けんぽは16.4%の公費負担がある)	
加入者一人当たり 前期納付金	—	—	3.6万円

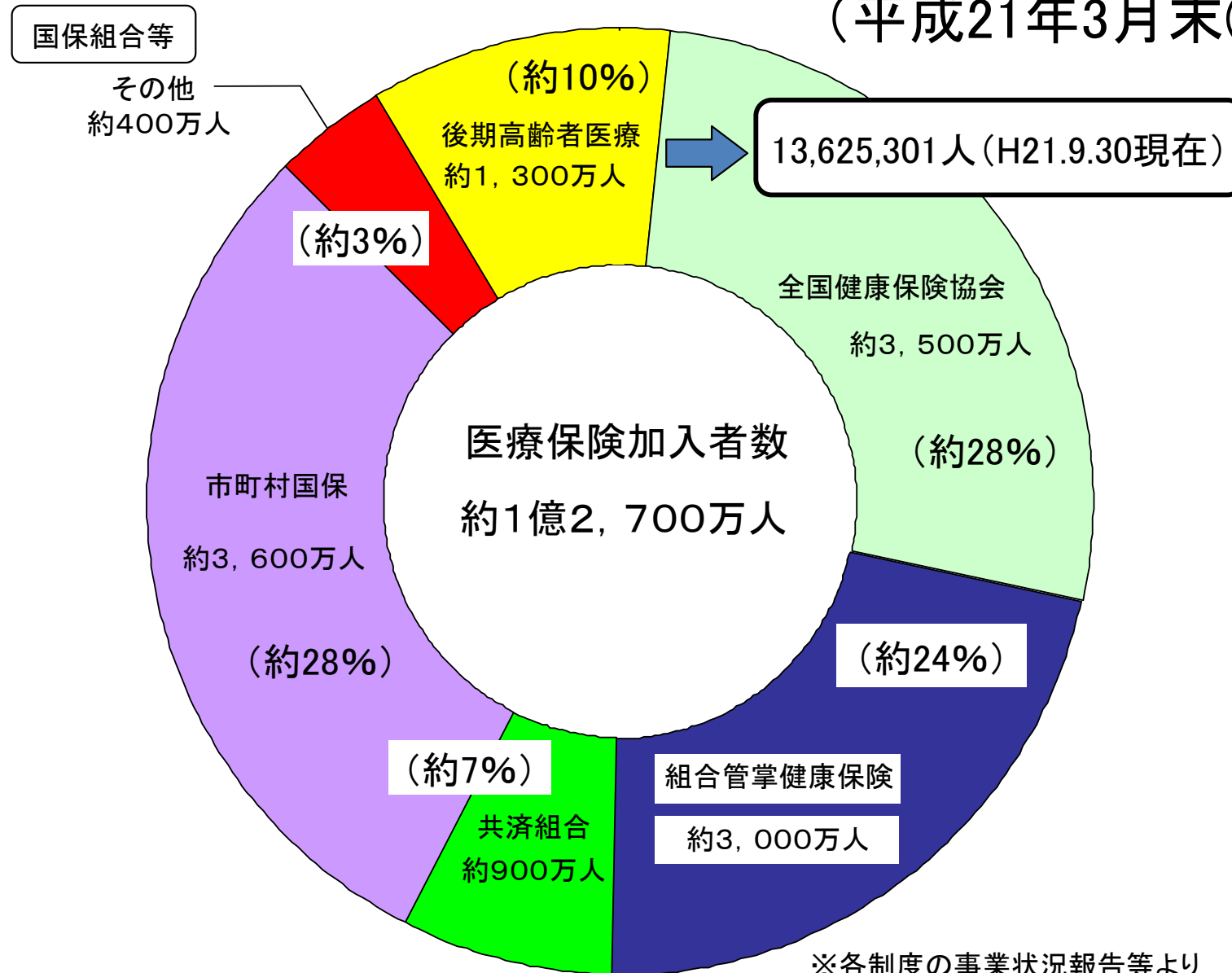
- (注1) 数値はいずれも平成20年度の速報値である。ただし、共済組合の被保険者1人当たり総報酬、加入者1人当たり総報酬及び被保険者1人当たり保険料額は平成19年度の確定値を用いている。また、加入者一人当たり前期納付金は、被用者保険の平成21年度賦課ベースの前期納付金を平成21年度賦課ベースの総加入者見込み数で除して得た額である。
- (注2) 後期高齢者医療制度及び被用者保険の加入者1人当たり医療費は、審査支払機関における審査分の医療費である(療養費等を含まない)。
- (注3) 加入者1人当たり保険料額は、後期高齢者医療制度は平成20年9月時点の保険料調定額(但し、被用者保険の被扶養者であった方の所得は算入されていない)、市町村国保は平成20年賦課期日現在の保険料調定額であり、被用者保険は決算における保険料額を基に推計している。
- (注4) 後期高齢者医療制度の加入者1人当たり旧但し書き所得の分母には、所得不詳の者を含む。

(2) 現行の医療保険制度の比較 2

	後期高齢者医療制度	市町村国保	被用者保険
決算状況 (平成20年度)	(収入) 保険料 0.8兆円 公費 4.8兆円 高齢者支援金 4.1兆円 (支出) 保険給付 9.5兆円 (注) 平成20年度決算は11ヶ月分	(収入) 保険料 2.8兆円 公費 4.3兆円 前期交付金等 3.3兆円 (支出) 保険給付 8.3兆円 高齢者支援金 1.4兆円	(収入) 保険料 14.4兆円 公費 0.9兆円 (支出) 保険給付 8.8兆円 高齢者支援金 2.8兆円 前期納付金等 3.4兆円
保険料の 仕組み	○ 都道府県単位で料率設定 【低所得者の保険料の軽減】 低所得者に対して、保険料の均等割額の9割、8.5割合、5割、2割を軽減、所得割額の5割を軽減	○ 市町村単位で料率設定 【低所得者の保険料の軽減】 低所得者に対して、保険料の応益割額の7割、5割、2割を軽減	○ 被用者保険者単位で料率設定 ※ 事業主負担が発生するため、自己負担額は保険料額の半分
窓口負担	【窓口負担割合】 1割負担(現役並み所得者は3割) 【高額療養費】 44,400円	【窓口負担割合】 3割負担(70歳以上は1割負担) 【高額療養費】 80,100円+医療費×1%	【窓口負担割合】 3割負担(70歳以上は1割負担) 【高額療養費】 80,100円+医療費×1%

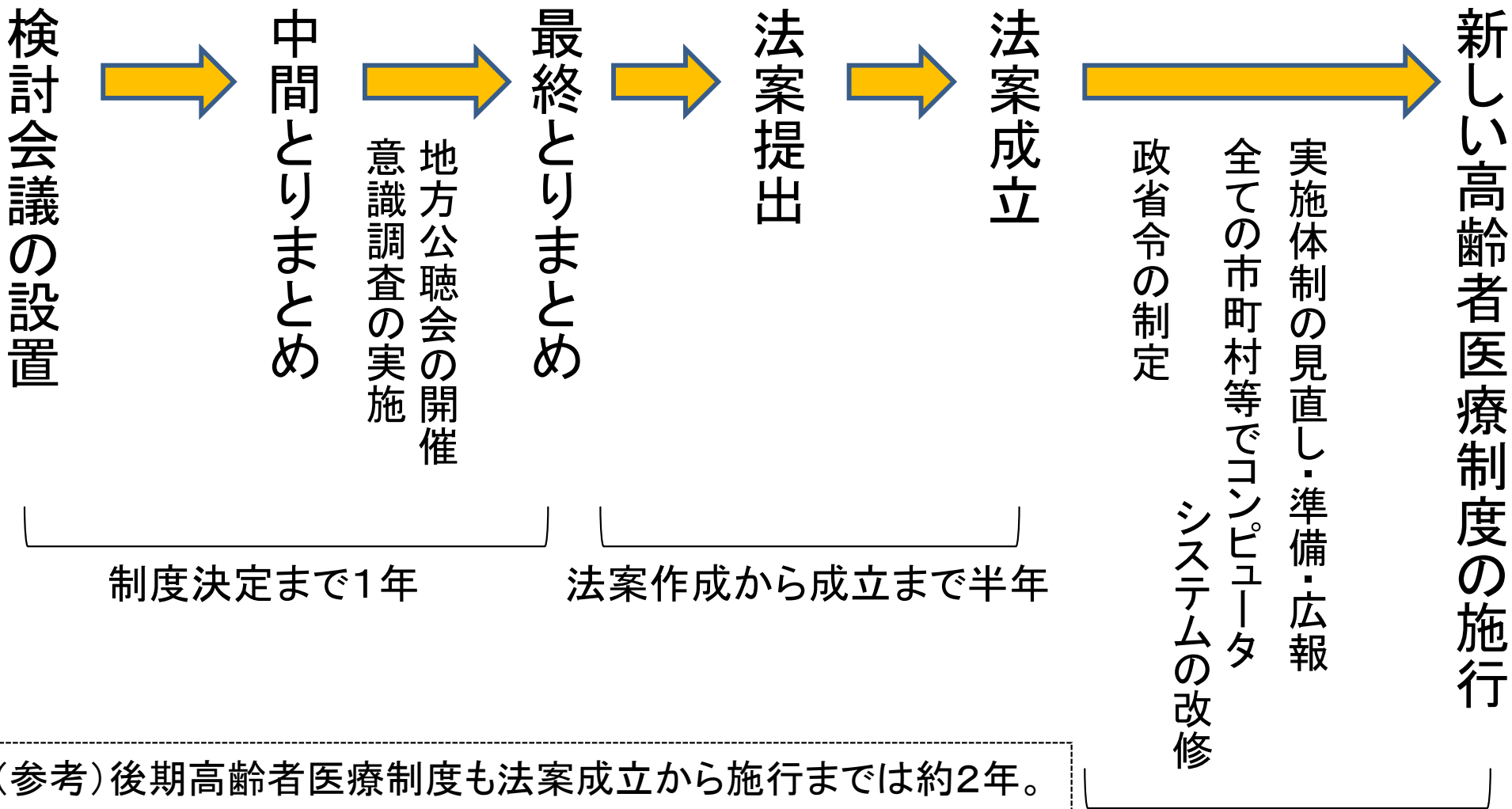
医療保険制度の加入者数

(平成21年3月末(速報値))



(3)新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュール

平成21年11月 平成22年夏 平成22年末 平成23年1月 平成23年春 平成25年4月



制度決定まで1年

法案作成から成立まで半年

施行準備 2年

(参考)後期高齢者医療制度も法案成立から施行までは約2年。
 平成18年6月 高齢者の医療の確保に関する法律の成立
 平成20年4月 後期高齢者医療制度の施行

(4) 被保険者について

- ① 加入対象者
- ② 自己負担割合とは
- ③ 被保険者数の推移
- ④ 資格証明書の運用について

① 加入対象者

- ・満75歳以上の者
- ・65歳以上で一定の障がいを持ち
本人が加入を希望する者

※生活保護者等を除く。

② 自己負担割合とは

- 医療機関等の窓口で負担する医療費の割合は、1割又は3割です。

〔1割負担者〕

同一世帯に住民税課税所得が145万円未満の被保険者のみの場合

〔3割負担者〕

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合

③ 被保険者数の推移

平成20年4月1日 225,323人

平成21年4月1日 230,041人

年間で4,718人が増加している。
(月平均でおよそ393人の増加)

平成21年度 被保険者数の推移

(単位 人)

年 月	被保険者数	対前月 増加人数	対前月 増加率	対前年 増加率
H21. 4 月末	230, 333	374	0. 16%	2. 59%
H21. 5 月末	230, 620	287	0. 12%	2. 62%
H21. 6 月末	230, 933	313	0. 14%	2. 61%
H21. 7 月末	231, 419	486	0. 21%	2. 71%
H21. 8 月末	231, 831	412	0. 18%	2. 70%
H21. 9 月末	232, 251	420	0. 18%	2. 66%
H21. 10月末	232, 628	377	0. 16%	2. 58%
H21. 11月末	232, 940	312	0. 13%	2. 53%
平 均		373	0. 16%	2. 62%

④資格証明書の運用について

- 平成21年5月20日・・・各広域連合における資格証明書の運用に係る留意点等を通知
- 平成21年10月26日・・・現内閣においては、「原則として資格証明書を交付しない」とする基本方針等を通知

1 平成21年5月20日の通知の内容

- (1) 災害、病気、事業の休廃止、失業等があったことにより、保険料を納付することができないと認められる場合には、資格証明書を交付しない。
- (2) 現に診療等を受けている又は受ける予定のある方については、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となると認められるときは、資格証明書を交付しない。
- (3) (1)及び(2)に加え、滞納の初期の段階から、
 - ・電話や訪問による相談を重ねる
 - ・有効期限の短い被保険者証(短期証)を繰り返し交付する
 - ・被保険者と共に、分割納付・徴収猶予等を含めた現実的な納付計画を作成する等のきめ細かな収納対策を講じることにより、均等割の軽減対象等の所得の少ない方については、原則として、資格証明書の交付に至らないようにする。

2 平成21年10月26日の通知の内容

上記の1に沿って、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格証明書を交付することとする。

また、資格証明書の交付を検討している事案が生じた場合には、厚生労働省に報告いただき、当該事案について個々に確認し、不適切と考えられる事案があれば交付しないよう要請するとともに、資格証明書が交付された場合には、その事案の概要について、厚生労働省において公表する。

(5) 保険料について

- ①現在の保険料率
- ②モデル世帯における後期高齢者医療制度
市町村国保・被用者保険の保険料の比較
- ③各広域連合の保険料
- ④後期高齢者医療制度の保険料軽減(平成
21年度)
- ⑤保険料の広域連合別収納率

① 現在の保険料率

No.	広域連合	均等割額 (円)
1	新潟県	35,300
2	長野県	35,787
3	岩手県	35,800
15	岐阜県	39,310
16	群馬県	39,600
17	島根県	39,670
45	沖縄県	48,440
46	高知県	48,569
47	福岡県	50,935
	全国	41,500

No.	広域連合	所得割率 (%)
1	長野県	6.53
2	東京都	6.56
3	岩手県	6.62
15	島根県	7.35
16	群馬県	7.36
17	岐阜県	7.39
45	香川県	8.98
46	福岡県	9.24
47	北海道	9.63
	全国	7.65

モデル世帯における後期高齢者医療制度・市町村国保・被用者保険の保険料の比較

16

	後期高齢者医療制度	市町村国保	被用者保険(協会けんぽ)
【例Ⅰ 単身・厚生年金】 後期高齢者医療制度・市町村国保では、 単身 年金収入 201万円 協会けんぽでは、 単身 給与収入 201万円 と仮定。	【全国平均】 51,600円	【全国平均】 93,000円	【協会けんぽ】 164,800円 自己負担 82,400円(事業主負担を除く)
【例Ⅱ 夫婦・厚生年金】 後期高齢者医療制度・市町村国保では、 夫 年金収入 201万円 妻 年金収入 79万円 協会けんぽでは、 夫 給与収入 201万円 妻 給与収入 79万円 と仮定。	【全国平均】 夫 51,600円 妻 33,200円 世帯合計 84,800円	【全国平均】 世帯合計 111,900円	【協会けんぽ】 夫 164,800円 妻 0円 世帯合計 164,800円 自己負担 82,400円(事業主負担を除く) ※ 妻は、被用者保険の被扶養者に該当するため、保険料負担無し。
【例Ⅲ 単身・標準報酬】 後期高齢者医療制度・市町村国保では、 単身 年金収入 380万円 協会けんぽでは、 単身 給与収入 380万円 と仮定。	【全国平均】 205,600円	【全国平均】 226,400円	【協会けんぽ】 311,600円 155,800円(事業主負担を除く)
【例Ⅳ 夫婦・高収入】 後期高齢者医療制度・市町村国保では、 夫 年金収入 600万円 妻 年金収入 79万円 協会けんぽでは、 夫 給与収入 600万円 妻 給与収入 79万円	【全国平均】 夫 346,400円 妻 41,500円 世帯合計 387,900円	【全国平均】 世帯合計 387,000円	【協会けんぽ】 夫 492,000円 妻 0円 夫婦合計 492,000円 自己負担 246,000円(事業主負担を除く) ※ 妻は、被用者保険の被扶養者に該当するため、保険料負担無し。

※1 年金収入201万円;平均的な厚生年金受給額、年金収入79万円;基礎年金受給額(満額)給与収入380万円;旧政府管掌健康保険における平均的な標準報酬

※2 後期高齢者医療制度においては、平成20・21年度の全国平均の保険料率;均等割額 41,500円、所得割率7.65%を使用。

※3 市町村国保においては、旧ただし書・4方式の全国平均保険料率等(所得割率7.44%、資産割額19,044円、均等割額23,678円、平等割額24,146円)を使用。(平成19年度国民健康保険実態調査より)。

※4 協会けんぽにおいては、平成20年度の保険料率(8.2%)を使用。

(厚生労働省作成資料)

③ 各広域連合の保険料（１）

広域連合	均一保険料率		被保険者一人当たりの平均保険料額（年額：円）		収入別の保険料額の例（年額：円）	
	均等割額 （円）	所得割率 （％）	平成20年度 （平成20年8月末時点）	平成21年度	基礎年金受給者 （年金収入79万円）	平均的な 厚生年金受給者 （年金収入201万円）
北海道	43,143	9.63	64,162	62,217	4,300	57,600
青森県	40,514	7.41	41,678	39,975	4,000	50,100
岩手県	35,800	6.62	39,298	38,270	3,500	44,500
宮城県	38,760	7.14	53,285	52,308	3,800	48,100
秋田県	38,426	7.12	38,151	37,108	3,800	47,800
山形県	37,300	6.85	39,372	38,782	3,700	46,200
福島県	40,000	7.45	46,210	45,083	4,000	49,800
茨城県	37,462	7.60	50,384	49,660	3,700	48,200
栃木県	37,800	7.14	50,011	48,939	3,700	47,300
群馬県	39,600	7.36	52,863	51,786	3,900	49,300
埼玉県	42,530	7.96	75,714	74,230	4,250	53,100
千葉県	37,400	7.12	65,390	64,279	3,700	47,000
東京都	37,800	6.56	87,318	84,274	3,700	45,900
神奈川県	39,860	7.45	88,221	85,890	3,980	49,700
新潟県	35,300	7.15	43,789	43,137	3,500	45,400
富山県	40,800	7.50	56,025	54,959	4,000	50,600
石川県	45,240	8.26	60,874	59,481	4,524	56,000
福井県	43,700	7.90	55,304	54,386	4,300	53,900
山梨県	38,710	7.28	47,936	46,325	3,870	48,400
長野県	35,787	6.53	46,970	45,770	3,500	44,300
岐阜県	39,310	7.39	56,042	54,576	3,900	49,100
静岡県	36,000	6.84	60,241	59,100	3,600	45,200
愛知県	40,175	7.43	76,032	73,998	4,017	49,900
三重県	36,758	6.79	50,122	49,321	3,675	45,700
滋賀県	38,175	6.85	55,186	54,369	3,817	46,900

③ 各広域連合の保険料（２）

広域連合	均一保険料率		被保険者一人当たりの平均保険料額（年額：円）		収入別の保険料額の例（年額：円）	
	均等割額 （円）	所得割率 （％）	平成20年度 （平成20年8月末時点）	平成21年度	基礎年金受給者 （年金収入79万円）	平均的な 厚生年金受給者 （年金収入201万円）
京都府	45,110	8.29	72,558	70,665	4,511	55,900
大阪府	47,415	8.68	79,284	76,833	4,741	58,700
兵庫県	43,924	8.07	71,978	70,041	4,392	54,500
奈良県	39,900	7.50	63,664	62,202	3,900	49,900
和歌山県	43,375	7.92	52,030	50,196	4,300	53,700
鳥取県	41,592	7.75	49,339	48,097	4,100	51,800
島根県	39,670	7.35	43,875	43,067	3,960	49,300
岡山県	43,500	7.89	57,848	56,621	4,300	53,700
広島県	40,467	7.14	61,834	60,310	4,046	49,500
山口県	47,272	8.71	66,718	64,779	4,727	58,700
徳島県	40,774	7.43	45,994	44,913	4,000	50,400
香川県	47,700	8.98	65,243	63,540	4,700	59,700
愛媛県	41,659	7.85	51,554	49,801	4,160	52,100
高知県	48,569	8.88	52,826	52,331	4,856	60,100
福岡県	50,935	9.24	73,935	71,851	5,093	62,900
佐賀県	47,400	8.80	54,612	53,795	4,700	59,000
長崎県	42,400	7.80	50,824	49,334	4,200	52,600
熊本県	46,700	8.62	51,561	50,443	4,600	58,000
大分県	47,100	8.78	53,779	52,710	4,700	58,700
宮崎県	42,800	7.95	45,486	43,965	4,200	53,300
鹿児島県	45,900	8.63	45,718	44,215	4,500	57,400
沖縄県	48,440	8.80	52,537	52,510	4,844	59,800
全国	41,500	7.65	約65,000	約62,000	4,150	51,600

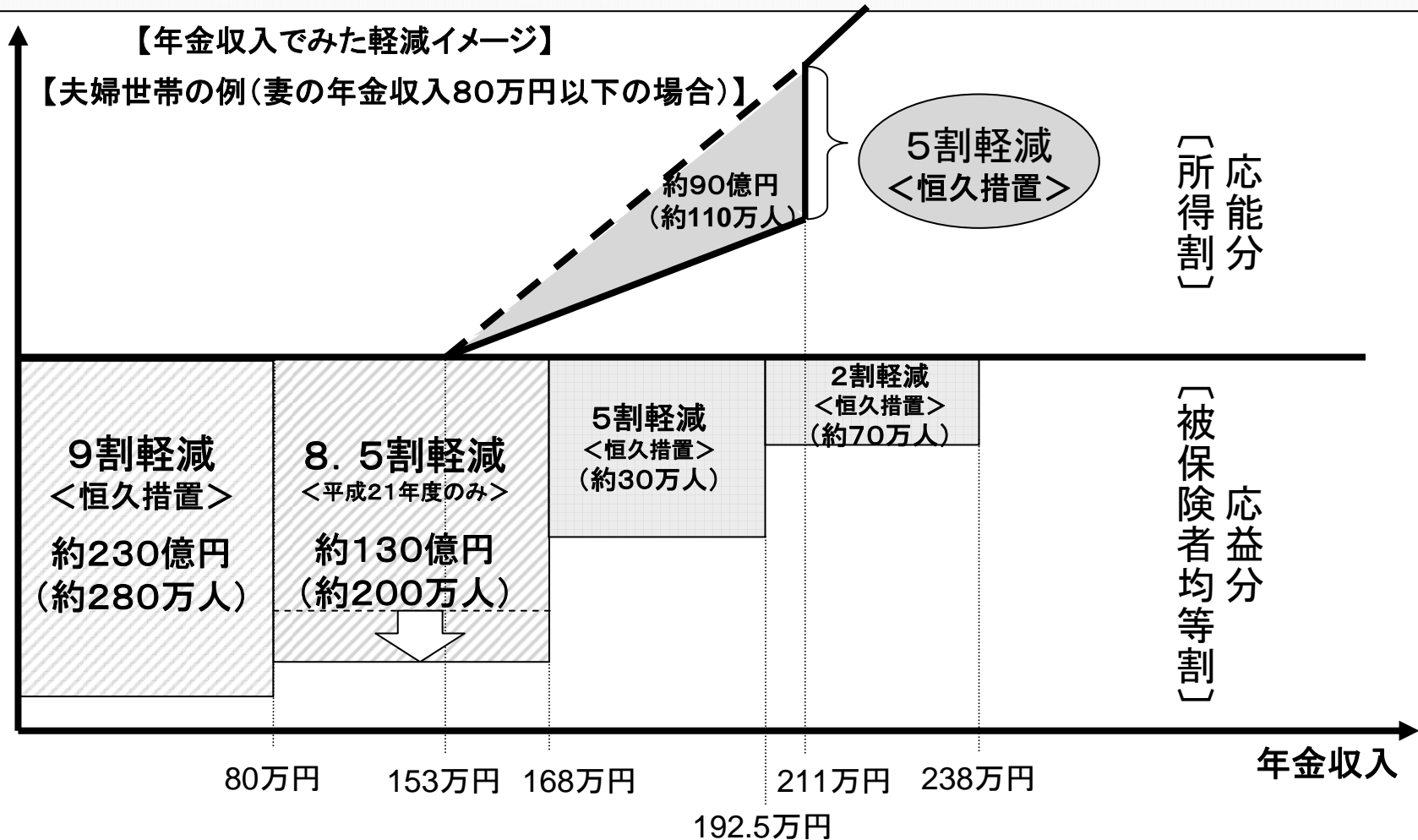
- 各広域連合における平均保険料額は、平成21年度の決定保険料額の合計額を被保険者数で除すことにより算出。
- 全国の平均保険料額は、平成21年度の各広域連合における決定保険料額の合計額を全国の被保険者数の合計額で除すことにより算出。
- 平均保険料額が減少した要因としては、
 - ・ 被保険者の所得の減少による所得割額の減少
 - ・ 被保険者均等割額の軽減対象被保険者の増加
 - ・ 被保険者均等割額の9割軽減の創設
 が挙げられる。

【均等割】

- 均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合に9割軽減する。
- 平成21年度においては、均等割の7割軽減を受ける方を一律8.5割軽減とする。

【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入153万円から211万円まで）について、5割軽減する。



⑤ 保険料の広域連合別収納率

(単位 %)

No.	広域連合	普通徴収のみ	普通徴収＋特別徴収
1	島根県	98.48	99.54
2	滋賀県	98.21	99.41
3	山形県	97.75	99.36
10	岐阜県	97.70	99.19
11	群馬県	97.68	99.18
12	広島県	97.68	99.17
45	大阪府	96.28	98.39
46	東京都	96.24	97.84
47	沖縄県	92.80	96.27
	全国	96.95	98.75

(6) 医療給付等について

- ① 平成20年度一人当たり医療費
- ② 平成20年度 保険給付費等の状況

① 平成20年度一人当たり医療費

順位	都道府県	一人当たり 医療費(円)	全国平均＝ 100とした指数
1	福岡県	1,081,244	126.7
2	北海道	1,031,914	120.9
34	岐阜県	772,303	90.5
35	群馬県	770,936	90.3
36	秋田県	768,860	90.1
46	長野県	712,147	83.4
47	新潟県	702,778	82.4
—	全国平均	853,391	100.0
最大/最小		1.54倍	

(注) 当該医療費は、各県の国保連合会が毎月審査確定したレセプトの医療費総額(点数)を全国比較のため4-3月ベースで集計したもので、保険給付費の決算数値とは一致しません。

② 平成20年度 保険給付等の状況

(1) 療養の給付等の状況

(単位：件、円)

区 分	件 数	費 用 額	保 険 者 負 担 額	一 部 負 担 金 (うち他法負担分)
療 養 給 付 費	4,806,080	158,721,374,238	143,237,968,927	15,483,405,311 (2,984,118,291)
療 養 費	84,790		1,253,771,628	
訪 問 看 護 療 養 費	4,464	354,890,060	319,153,294	35,736,766 (23,997,001)
移 送 費	2		153,180	
合 計	4,895,336		144,811,047,029	

(2) 高額療養費の状況

区 分	件 数	金 額
高 額 療 養 費	125,053	1,053,391,712

(3) 葬祭費の状況

区 分	件 数	金 額
葬 祭 費	11,161	558,050,000

(4) 審査支払手数料

区 分	件 数	金 額
審 査 支 払 手 数 料	4,867,278	472,125,966

(7) 保健事業について

- ① 高齢者健康診査(努力義務)
- ② 人間ドック検診費助成事業

①高年齢者健康診査（努力義務）

被保険者の健康の保持増進のため、これまでの老人保健制度における住民基本健診に倣い広域連合が実施する事業

- ・特定健診（いわゆるメタボ健診）と異なり、保健指導は実施していない。

※本人の希望による健康相談等を市町村と協力して実施している。

・高齢者健診の対象

【19年度まで】

【20年度から】

創設

40歳～74歳

老人保健法等に
基づく健康診査

〔市町村義務〕

75歳～

〔各保険者義務〕
高齢者医療確保
法に基づく特定
健康診査 腹囲等追加

保健
指導

75歳未満の健診
項目と同様

広域連合
においては
保健指
導を行わ
ない。

〔広域連合努力義務〕

・高齢者健診の費用の負担

【～19年度】

【20年度～】

基本健診(住民健診)

市町村

実施義務

国、県からの補助あり

特定健診・保健指導

市町村国保

国1/3・県1/3・市町村1/3

市町村国保以外

原則公費負担なし、保険者負担

保険者
の義務

利用者負担なしで実施

後期高齢者健診

広域連合

努力義務

国1/3、広域連合2/3

・高齢者の健診実施項目

現在、市町村で行われている特定健診と同等の項目を実施している。

(例)

脂質・・・中性脂肪、HDL等

肝機能・・・AST(GOT)等

血液・・・赤血球数等

眼底検査、心電図検査など

健康診査の受診率(速報値)

(単位 %)

No.	広域連合	受診率		増減率
		平成19年度	平成20年度	
1	東京都	48.19	48.32	0.13
2	富山県	40.37	36.96	▲ 3.42
3	群馬県	39.38	34.34	▲ 5.04
4	香川県	38.83	32.24	▲ 6.60
5	福島県	27.00	31.55	4.55
47	和歌山県	13.33	4.27	▲ 9.06
全国平均		26.09	20.75	▲ 5.35

※ 平成19年度の受診率は、平成19年10月1日現在の75歳以上人口に対するもの

※ 平成20年度の受診率は、平成20年4月1日現在の被保険者数に対するもの

②人間ドック検診助成事業

後期高齢者医療制度に加入したことにより、助成が受けられないことのないよう全国に先駆けて実施している。

- ・平成20年度 9市町村で328人の助成を実施
- ・平成21年度～ 36全市町村で助成を実施
(21年10月現在でおよそ800人が受給)

※広域連合は、受診者1人あたり16,000円を上限に市町村へ補助金を交付

(8) 平成20年度 決算の概況

平成20年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の総計は、次のとおりです。

(単位：円、%)

会 計	予算額	決 算 額				
		歳入 (A)	執行率	歳出 (B)	執行率	歳入歳出差引 残額(A)－(B)
一般会計	1,464,340,000	1,505,221,087	102.8	1,454,860,265	99.4	50,360,822
特別会計	155,786,170,000	156,611,320,600	100.5	147,889,102,201	94.9	8,722,218,399
合 計	157,250,510,000	158,116,541,687	100.6	149,343,962,466	95.0	8,772,579,221

注) 特別会計の予算額には、繰越明許費繰越額 16,622,000円を含むため、実質収支額は 8,705,596,399円です。

○ 決算剰余金の処分

【一般会計】

財政調整基金に編入	26,000,000
繰越金	24,360,822
計	50,360,822

※ 前年度の財政調整基金編入額は、25,000,000円

国	3,463,440,049
県	752,825,040
市町村	725,667,861
支払基金	1,006,030,414
計	5,947,963,364

【特別会計】

医療給付費等準備基金に編入	1,000,000,000
保険料等負担金ほか剰余分	7,565,481,527
繰越金	
21年度当初予算繰越金措置額	1,520,608,000
保険料剰余分	80,288,163
21年度国等精算予定額 (療養給付費負担金等)	5,947,963,364
21年度に繰り越すべき財源	16,622,000
市町村負担金(共通経費)剰余分	156,736,872
繰越金 計	7,722,218,399
計	8,722,218,399

2 平成22・23年度保険料率の試算

- (1) 1人当たりの保険料
- (2) 保険料の算出方法
- (3) 費用の内訳
- (4) 収入の内訳
- (5) 保険料総額の試算の仕方
- (6) 所得割率・均等割額の試算の仕方
- (7) 保険料の軽減措置について
- (8) 試算結果の比較
- (9) 保険料率の最終決定時期

(1) 1人当たりの保険料

1人当たり保険料額

= 被保険者均等割額 + $\frac{1人当たり所得割額}{}$



被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率

(3) 費用の内訳

①給付費等総額	3,705億円
②財政安定化基金拠出金	1億円
③保健事業に要する費用	13億円
④審査支払手数料	10億円
⑤葬祭費その他	14億円
合計	3,743億円

※群馬県における22年度、23年度の2年間の推計値

(4) 収入の内訳

① 国等からの補助や世代間負担

- 国・県・市町村負担金,補助金 1,476億円 40%
 - 調整交付金 313億円 8%
 - 後期高齢者交付金 1,577億円 42%
- (国保、協会けんぽ、健保組合等から) 若い世代からの支援金

② 後期高齢者からの保険料 377億円 10%

合計 3,743億円

※群馬県における22年度、23年度の2年間の推計値

(5) 保険料総額の試算の仕方

① 費用 - 収入 = 保険料収納必要額
3,743億円 3,391億円 377億円

② 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率

377億円

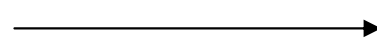
99.18%

= 保険料総額(2年間)

平成20年度の収納率

(国からの指示)

380億円



190億円

1年分

(6) 所得割率・均等割額の試算の仕方

$$\begin{array}{rcl}
 \text{保険料総額} & = & \text{所得割総額} + \text{均等割総額} \\
 190\text{億円} & & 87.3\text{億円} \quad 102.7\text{億円} \\
 & & \left[\begin{array}{c} 0.85 \\ : \\ 1 \end{array} \right]
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 \text{所得割率(\%)} & = & \text{所得割総額} \div \text{所得金額合計額} \\
 8.13\% & & 87.3\text{億円} \quad 1,075\text{億円}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 \text{均等割額(円)} & = & \text{均等割総額} \div \text{被保険者数} \\
 41,700\text{円} & & 102.7\text{億円} \quad 246,500\text{人}
 \end{array}$$

(7) 保険料の軽減措置について

・被保険者の状況によって、保険料の軽減または減免を受けられることがあります。

1. 低所得者に係る均等割額の軽減

※同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額をもとに判定する。

- | | | |
|---|-------|--------|
| ①基礎控除額(33万円)以下の世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下かつその他各種所得のない世帯 | | 9割軽減 |
| ②基礎控除額(33万円)以下の世帯 | | 8.5割軽減 |
| ③基礎控除額(33万円) +
24万5千円 × (世帯内被保険者数 - 1) 以下の世帯 | | 5割軽減 |
| ④基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯内被保険者数 | | 2割軽減 |

2. 被用者保険の被扶養者

被用者保険の被扶養者として保険料を負担してこなかった方は、**所得割は課されず、均等割が9割軽減**となります。

3. 低所得者に係る所得割額の軽減

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入だけの場合、収入額が211万円以下)の方は、**所得割額が一律5割軽減**となります。

4. 減免

災害等で生活が困窮した場合等には、減免措置を受けられることがあります。

5. 不均一賦課

平成15年度から平成17年度の3年間の市町村1人あたりの老人医療給付費が、県平均より20%以上低い、上野村・甘楽町・六合村は制度開始から6年間は均一の保険料より低くなっています。

平成22年度及び23年度における後期高齢者医療保険料の上昇抑制について

- 後期高齢者医療制度においては、財政運営期間は2年間とされており、各広域連合において、平成22年度及び23年度の保険料率を来年2月頃までに決定することとなるが、以下の4点の要因により、何らの抑制策も講じない場合には、保険料は平成21年度と比較し、全国ベースで約14.2%増加することが見込まれる。

<保険料が増加する要因>

① 一人当たり医療費の伸びにより約4.6%増加

- 平成22年度及び23年度の被保険者一人当たりの医療給付費は、直近(平成21年9月まで)の医療給付費の実績等をもとに、平成20年度及び21年度に比べ、約4.6%伸びると見込んでいる。

② 後期高齢者負担率の上昇により約2.6%増加

- 後期高齢者負担率とは、医療給付費に対し後期高齢者が負担する保険料の割合であり、将来的な若人人口の減少による若人一人当たりの負担増分について、後期高齢者と若人で半分ずつ負担するよう、後期高齢者の保険料の負担割合を若人減少率の1/2の割合で引き上げることとなる。

- 平成20年度及び21年度の後期高齢者負担率が10%であるのに対し、平成22年度及び23年度は10.26%となる。

③ 平成20年度及び21年度における医療給付費の算定期間が23ヶ月であったことにより約4.3%増加

- 平成20年4月支払分(3月診療分)は、老人保健制度からの支払いであるため、平成20年度及び21年度に保険料等でまかなうことになる医療給付費は23ヶ月分であるのに対し、平成22年度及び23年度は24ヶ月分となる。

④ 所得の減少が見込まれることにより約2.0%増加

- 平成21年度の被保険者の所得は、平成20年度に比べ減少しており、平成22年度及び平成23年度の被保険者の所得を平成21年度所得と同水準と見込んだ場合、約2.0%の増加すると見込んでいる。

- 一方、各広域連合においては、平成20年度の医療給付費の実績額が見込額を下回ったこと等から、剰余金が生じることが見込まれるところであり、これを保険料の上昇の抑制に活用することが可能。

- さらに、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことにより、保険料の増加を抑制することが可能。(特に、保険料の増加率が高い4都道府県に対しては、基金を積み増して取り崩すことについて検討要請中。)

※ 現在、上記の方針に基づき、法改正の実施を含め、関係省庁及び各広域連合・都道府県と具体的な対応について調整中。

<財政安定化基金について>

- ・ 給付費の伸びや保険料の未納により広域連合の財政に不足が生じた場合、都道府県が広域連合に対し交付又は貸付を行うもの。(したがって、保険料の上昇抑制のために活用する場合、法改正が必要)
- ・ 国、都道府県及び広域連合(保険料)が3分の1ずつ拠出。
- ・ 平成20年から平成25年までの6年間に、全国ベースで約2000億円程度を積み立てることとし、平成21年度末で約530億円、平成23年度末で約1060億円が積み立てられる見込み。

(8) 試算結果の比較

① 剰余金を計上しない場合

均等割額 41,700円 所得割率 8.13%

軽減前賦課額

均等割102.7億円+所得割87.3億円=190億円

軽減額

均等割47.2億円+所得割2.5億円=49.7億円

軽減後賦課額

190億円－49.7億円－1.7億円－0.1億円=138.5億円

軽減額

※月割減額

※端数

1人当たりの保険料額

138.5億円÷246,515人=56,177円

※月割減額とは・・・年度の途中で資格の取得・喪失があった方に対して、月割で保険料を賦課するのを考慮した減額分。

※端数とは・・・保険料を賦課するときに切捨てる、100円未満の金額の合計額。

② 1人当りの平均保険料額(51,786円)より下げた
場合。(剰余金29.3億円)

均等割額 38,400円 所得割率 7.38%

軽減前賦課額

均等割94.6億円+所得割80.6億円=175.2億円

軽減額

均等割43.5億円+所得割2.3億円=45.8億円

軽減後賦課額

175.2億円 - 45.8億円 - 1.6億円 - 0.1億円 = 127.7億円

軽減額

※月割減額

※端数

1人当たりの保険料額

127.7億円 ÷ 246,515人 = **51,784円**

③ 平成20・21年度同じ保険料率にした場合。

(剰余金24億円)

均等割額 39,600円 所得割率 7.36%

軽減前賦課額

均等割97.5億円+所得割80.4億円=177.9億円

軽減額

均等割44.9億円+所得割2.3億円=47.2億円

軽減後賦課額

177.9億円－47.2億円－1.6億円－0.1億円=129億円

軽減額

※月割減額

※端数

1人当たりの保険料額

129億円÷246,515人=52,349円

(9) 保険料率の最終決定時期

〔広域連合議会〕

日時：平成22年2月16日(火)
午後1時30分～

会場：群馬県市町村会館 2階大会議室

上記議会において、保険料率等に関する条例が審議され決定します。